

第 21 期第 22 回神奈川県内水面場管理委員会議事録

日 時 令和 4 年 12 月 21 日 (水) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 28 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 8 階 「議会第 3 会議室」

議 題

- 1 会長及び副会長の互選について (資料 1)

- 2 指示事項
(1) コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止について (資料 2)

- 3 報告事項
(1) 令和 4 年度相模湾産稚あゆ需給調整協議会の結果について (資料 3)
(2) 令和 4 年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会
(書面開催) について (資料 4)

- 4 その他
(1) 令和 4 年 3 月の委員会開催日程等について
(2) その他

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、本多 菊男、細川 孝
遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 川上事務局長代理、高安主査、上原主任主事
- ・ 県水産課 井塚 GL、相澤副技幹、中川技師

議 事

事)川上代理

これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況ですが、本日は委員 10 名中 10 名の御出席をいただいております。漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは、議長よろしく願いいたします。

議長

それでは、ただいまから第 22 回の委員会を開会いたします。

(井貫会長)

本日の委員会におきましても会議時間を短縮するため、事前に事務局から資料が送付されておりますので、事務局、水産課からの資料説明は原則省略したいと思いますので、御協力をお願いいたします。

本日の議題ですが、会長及び副会長の互選のほか、指示事項が 1 件、報告事項が 2 件とその他となっております。

では、議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

萩原委員、津谷委員、よろしく願いいたします。

両委員

(了 承)

議長

それでは、議事に入ります。

まず、「会長及び副会長の互選について」を議題といたしますので、本日、机上に配布されております資料 1 に基づき、事務局から説明がありますので、お願いします。

事)高安主査

【資料 1 に基づき説明】

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、任期中間ということで、会長及び副会長を改めて互選する必要があるということですので、御意見がありましたら、お願いいたします。

東委員

現在、漁業権の切替えに係る重要な審議中でございますので、かつ、会長も副会長も再任を妨げないという規定があるということですので、井貫会長、篠本副会長という現体制のままで、もしお二人がよろしければいいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

委員一同

(了 承)

議長

皆さん、いいらしいということですので、現体制のままで行くということで、引続き会長は私が務めさせていただきます。

また、副会長は篠本委員ということで、よろしく願いいたします。

それでは、議事を進めて参ります。

指示事項(1)の「コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止につ

事) 高安主査

いて」を議題といたします。

事務局、水産課から補足説明があれば、お願いいたします。

こちらにつきましては事前に資料を送付させていただいておりますので、補足説明いたします。

外来魚に係る委員会指示でございますが、資料2の1ページをご覧ください。

指示案を示してございます。特にこの内容につきましては、変更等はありません。この委員会指示は、平成15年度から継続して発動されているもので、この度、委員会指示の有効期間が来年1月31日に満了するため、資料の8ページ以降になります。県内六つの漁協さんから指示の継続要望の提出がございましたので、本日、御協議をいただくものでございます。

指針案の内容につきましては、これまで御説明してきたとおりになりますが、大きく二つに分けられておまして、特定外来生物に指定されている魚種として、(1)でコクチバスを、(2)でオオクチバスとブルーギルを対象としてございます。

なお、適用除外規定については指示案のとおりとなっております。

又禁止事項につきましては、いずれも再放流の禁止、生体持ち出しの禁止になっておりますが、生体持ち出しについては、本県の実情に即して、過去の本委員会の審議過程の中で、その理由等が整理されております。その内容につきましては、事前説明資料の方に4点列挙させていただいております。

説明は以上でございます。

議長

何か御意見、御質問がございましたら、お願いします。

津谷委員

指示期間についてですが、以前もお話があったかもしれませんが、今回も1年となっております。

随分これはもう長く指示が出ていて、これからも多分、当分続けることになる指示だと思いますので、1年で区切るのはどうかと、もう少し長くても構わないのではないかと思います。その点はいかがでしょう。

議長

何か御回答いただけますか。

事) 高安主査

これまでの指示期間の考え方の方向性としましては、委員会指示の機能の一つに局部的、随時的という役割がございまして、その辺りの観点から、1年という期間で区切って、その間の状況の確認も踏まえまして、

議長

津谷委員

事) 高安主査

津谷委員

議長

安藤委員

議長

継続しながら対応を考えていくということでございます。

そういうことですが、いかがでしょうか。

これは多分何年か状況は変わらないと思うので、場合によってはその指示期間を長くすることも今後考えてもいいのかなという気がしますので、それは又今回かどうかは別として検討していただければいいと思います。

あと1点、質問ですが、資料2の5ページに外来生物による被害報告のあった共同漁業権件数ということで、下の方に神奈川県として、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルがそれぞれ2件ずつの被害報告がありますが、これは魚類が確認されただけではなくて、被害があったということですか、どういう被害なのでしょう。

こちらのデータにつきましては、下に資料の出所が書いてありますが、毎年、全内漁管連の方から東日本ブロック地域に対してアンケートを取っておりまして、そのアンケートの結果を反映させているものでございます。

一応、アンケートの趣旨としては、そこまで詳細な被害状況まで求めたいのではなくて、確認の範囲で把握できたかどうかという点で件数を上げているようでございます。

因みに本県の過去5年間の状況ですが、資料にはございませんが、大体この件数のペースで推移しており、特段大きな変動等はございません。

被害ということではなくて、確認できたかということですか、分かりました。

他に何かございますか。

先ほどの津谷委員の御質問とも関連するのですが、昨年この件に関する議論の中で、1年単位でやるのは先ほど事務局から御説明のあった事項と、あとその年その年の状況の変化に応じて、臨機応変にこの指示を対応できるようにしていくというような趣旨のお話が確かあったかと思えます。

その意味でこの昨年の指示を出して、この1年の間に何らかの状況の変化があったとか、相変わらずこういう被害が報告されているとか、そういうお話があった方がいいのかなという気がするのですが、その点はいかがでしょうか。

どうでしょうか、水産課から何かございますか。

水) 井塚 GL

安藤委員の御質問は、ここ2、3年の外来魚の状況はどうかという御質問かとは思いますが、ここ2、3年ですね、例えば、今までに比べて飛躍的に被害が大きくなったというような話は、外来魚につきましては聞いておりません。

ただ、やはり今、業界の方でも年に1回ぐらいですね、外来魚駆除ということで、例えば、相模川などでは電気ショッカーだとか、網を使つての駆除とかをしているのですが、駆除日数がゼロになったということもなく、やはりある程度の一定数の外来魚は認められるという状況ではございます。

最近言われているのが、ちょっとコクチバスが相模川の本流で見られるようになったとか、そのような新たなトピックスのようなものは聞いてございます。

安藤委員

毎年これをやるという、指示を毎年するという意味として、やはり各漁場の管理者の方、あるいは市町村、県も含めてだと思っておりますが、改めてこの指示の内容を認識していただいて、新たにパンフレットを配るとか、看板を出すとか、そういう具体的な措置を促すという意味もあると思うのです。だからその意味で、今後、新たな指示に基づいて、より対策が進むということを希望したいと思います。以上です。

議長

では、そのようにお願いします。

他に何か御質問、御意見がありますでしょうか。

特にないようでしたら、本件について原案どおり委員会指示を発動するというので、よろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議長

では、原案どおり委員会指示を発動することとします。

次に報告事項(1)の「令和4年度相模湾産稚あゆ需給調整協議会の結果について」ですが、これは本日、机上に配付されております資料3になりますので、御確認のうえ、事務局から説明をお願いします。

事) 川上代理

【資料3に基づき説明】

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、何か御質問、御意見がありましたら、お願いします。

当日の会議ではですね、他県の海産アユの状況はあまりよくないという中で、宮崎県辺りは捕り放題の状況です。最近、だから宮崎県もどちらの業者かは分からないのですが、神奈川県でこういう協議会があって、毎年話し合いながらやっているというのは非常に羨ましいと、その

ような声を聞いたという話がありました。

何かございますか。

安藤委員 ちょっと参考までに知っておきたいのですが、採捕の実績について、314万尾なのですが、許可の数量はどのくらいですか。

水) 中川技師 水産課から回答させていただきます。

許可数量は400万尾で特別採捕の許可はしてございます。

安藤委員 はい、分かりました。

議長 19ページに過去の実績がございいますが、このところは順調に400万尾に達したことも何回かあるようです。

他に何かございますか。

ないようでしたら、報告を受けたということで終わりたいと思います。

委員一同 (了 承)

議長 では、続きまして報告事項(2)の「令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」を議題といたします。

何か補足説明がありましたら、お願いします。

事) 川上代理 事務局から補足いたします。

資料4でございます。これは事前にお配りした資料説明と同様ですが、ポイントだけ説明します。

今回のこの東日本ブロック協議会は、福島県主催で行っておりまして、通知のとおり11月21日に書面による開催で整理されておりますが、その中身の整理が11月30日までに報告ということになっていまして、1枚めくっていただいて、別紙で書かれていますように本県としましては、ちょうど11月の委員会の前後だったので、会長及び副会長から御意見をいただきまして提出しております。

内容につきましては、資料記載のとおりで、本県としましては全部、提出承認ということで提出させてもらっているものでございます。

それから結果につきましては、全国提出につきましてはできましたら、次回の1月委員会には間に合うように福島県も取り組んでいただいていると思いますので、報告ができるように考えております。

説明は以上です。

議長 ただいま、東日本ブロック協議会の書面開催について報告がありましたが、何か御意見、御質問がありましたら、ここ3年ですかね、ずっと書面開催で、あまり議論がされていない状況ですが、これも報告を受け

委員一同
議長
水) 中川技師

たということで、よろしゅうございますか。

(了 承)

それでは、その他のその他ということで、委員の皆様から何か、御発言がありましたら、お願いします。

事務局、水産課から何かありますか。

水産課から御説明させていただきます。

本日、机上に横長で参考資料と記載した資料をお配りしております。

来年度の漁業権切替えに係るスケジュールについてですが、以前にお配りしていた資料から修正が入りましたので、その旨の御報告となります。

ご覧いただいている資料の赤字の部分が修正後で、黒字の部分が修正前のものです。

上から3番目の東京都、静岡県、山梨県との事前協議についてですが、現在、静岡県と山梨県との事前協議については終了しているところではあるのですが、東京都の方で若干遅れてございまして、これは問題があったとか、トラブルがあったとかというわけではなくて、代表組合を選定して協議をするという手続を踏むのですが、その日程調整等の関係で、先方の漁協さんとのタイミングが合わなかったことなどから少しずれ込んでおります。

これは1月、来月に協議を行うことが決まっておりますので、このようなかたちで修正させていただきました。

続いて8番、利害関係人との意見聴取についてですが、こちらは海の方の漁場計画と併せて、この日程で意見聴取を進めるということで修正させていただき、1か月遅らせたかたちになります。

これによってですね、項目10番以降の委員会への諮問、公聴会、答申をして増殖指針の公開と漁場計画の決定及び公示、ここまでが併せて、1か月ずれ込むことになります。

15番の免許申請の手続指導、申請、こちらについてはもともと幅を持たせて、4月から5月というふうにさせていただいていたのですが、これは5月にやるということで確定させていただきました。

免許申請の期間が5月というのは10年前の手続と同じタイミングですので、10年前と比べてこの申請の時期が遅れているというわけではないという状況でございます。

以前お示していたフロー図、免許設定までの流れですが、こちらもス

議長

スケジュールと併せて修正させていただいております、

説明は以上でございます。

水産課から若干スケジュールの変更がありました、何か御質問ございますか。

よろしゅうございますか。

では、何もないようですので、これで閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。